

平成24年度 第10回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成25年1月21日（月）14時30分から15時05分

2、開催場所：西宮市役所職員会館1階大会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件
報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件
報告第36号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
報告第38号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二

議 長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、14番丸幸良委員、15番奥村幸弘委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしく願います。

以上で日程第1を終わります。

議 長 まず、議案第18号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の1ページ1件でございます。議案第18号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めます。

議 長 事務局

【議案18号を議案書をもとに朗読】

番号1の さんは、昭和6年生まれで81歳と高齢に加えまして、慢性閉塞性障害及び肺気腫を患いまして、酸素ボンベを使用しないと日常生活もおぼつかない状態となり、耕作することが困難な状態となりました。当該農地であります。本人が耕作していたものであり、妻も80歳と高齢であり、長男も当事者に代わり耕作することは困難でございます。以上の理由により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、同法の規定に基づき、農業委員会に対し、当事者の 氏より、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

15番(奥村) 議案第18号についてご説明いたします。

上ヶ原六番町及び十番町の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、上ヶ原六番町の農地は、市立上ヶ原幼稚園の西約200m

のところにございます。また、上ヶ原十番町の農地は、十番町公園の南西、約200mのところにあります。

農地は、耕作地として適正に管理されています。

議長 以上で地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

議長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見)

議長 なければ、議案第18号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第16号につきましては、証明書を交付することといたします。

議長 これより報告案件に入ります。

議長 まず、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。

事務局 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページ1件でございます。

議長 【議案書朗読】

議長 当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の説明は終わりました。

議長 本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 次に、報告第36号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。

議長 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第36号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ2件でございます。

議長 【議案書朗読】

議長 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。
本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第37号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
報告第37号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4・5ページ11件でございます。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして報告第38号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。
事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第38号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書6ページ3件でございます。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。
これもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。